

浜田地域保健医療対策会議 医療・介護連携部会設置要領

(目的)

第1 浜田圏域内の医療・介護の連携体制に関する諸課題を協議し、情報共有・意見交換を行うために、浜田地域保健医療対策会議に医療・介護連携部会（以下、「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 この部会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域医療構想実現に向けての医療・介護サービスの提供体制に関する情報共有・意見交換
- (2) 地域医療介護総合確保基金に対する各年度の圏域内要望事項に関すること

(組織)

第3 部会は圏域内の以下の部会員をもって構成する。

- (1) 各病院の代表（院長等）
- (2) 各医師会長
- (3) 医療・介護関係団体の代表
- (4) 各市の医療担当課
- (5) 各市の介護保険担当課
- (6) その他必要と認める者

2 必要に応じて、下部組織を設けることができる。

(運営)

第4 部会は次により運営する。

- (1) 部会には、部会員の互選により会長を置く。
- (2) 部会の議長は、会長が務める。

(会議)

第5 この部会は、浜田保健所長が招集し、必要に応じて随時開催するものとする。

(庶務)

第6 この部会の庶務は、浜田保健所において処理する。

(その他)

第7 この要領に定めるものの他、部会の運営に必要な事項は別に定める。

附則 この要領は、平成26年7月28日から施行する。

この要領は、平成31年2月18日から施行する。